主な税制改正

問合せ　税務課市民税担当☎(43)1111 内線 133
FAX(43)1125

■ 住宅借入金等特別税額控除の延長・拡充

住宅借入金等特別税額控除については、居住年の適用期限が平成26年1月1日から平成29年12月31日まで4年間延長されるとともに、平成26年4月から平成29年12月までに居住の用に供した場合、控除限度額が拡充されます。

居住年	控除期間	所得税				市・県民税の控除限度額
		借入限度額	控除率	各年の控除限度額	最大控除額	
平成25年12月まで	10年	2,000万円	1.00%	20万円	200万円	所得税の課税総所得等×5%（最高　97,500円）
平成26年1月～平成26年3月	10年	2,000万円	1.00%	20万円	200万円	所得税の課税総所得等×5%（最高　97,500円）
平成26年4月～平成29年12月	10年	4,000万円	1.00%	40万円	400万円	所得税の課税総所得等×7%（最高136,500円）

※上記は一般住宅の場合であり、認定長期優良住宅などの認定住宅は所得税の控除限度額などが異なります。詳細については、国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp/)をご覧ください。
※所得税の住宅借入金等特別税額控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、上記の控除限度額の範囲内で、市・県民税から控除します。
※居住年が「平成26年4月～平成29年12月」の措置については、当該住宅取得に係る消費税が8%の場合に限り適用されます。それ以外の場合の控除限度額は「平成26年1月～平成26年3月」と同様です。

■ 上場株式等の譲渡所得等および配当所得に係る軽減税率の廃止

上場株式等の譲渡所得等および配当所得に係る10%軽減税率の特例措置は、平成25年12月31日で廃止され、平成26年1月1日から右記の税率となりました。

【平成25年12月31日まで】

所得税	7%　(7.147%)
市・県民税	3%
合　計	10%　(10.147%)

【平成26年1月1日から】

所得税	15%　(15.315%)
市・県民税	5%
合　計	20%　(20.315%)

※(　)内は、復興特別所得税を含んだ税率

第34回 公民館まつり

公民館クラブで学び蓄積した成果の発表・展示会です。みなさんお誘い合わせの上、お気軽にご来場ください。

問合せ　第34回幸手市公民館まつり実行委員会事務局(中央公民館内)☎(42)5156 FAX(42)5800

発表

と　き　3月1日(日)
　　式典：午前10時30分から
　　発表：式典終了後
ところ　北公民館
内　容　新舞踊・フォークダンス・マジック・合唱・大正琴・ハーモニカ・フラダンス・リズムダンス・太極拳

チャリティーバザー

と　き　3月8日(日)午前10時～販売終了まで
ところ　中央公民館2階体育室
内　容　家庭用品や実用品などを格安の値段で販売します。
　　※収益金の一部は幸手市社会福祉協議会に寄附します。

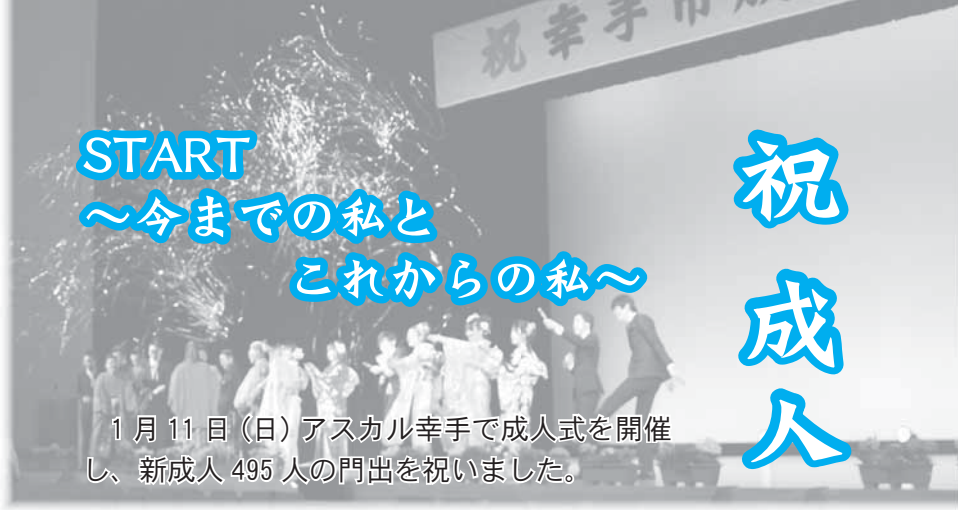

祝 成人

START ～今までの私とこれからの私～

1月11日（日）アスカル幸手で成人式を開催し、新成人495人の門出を祝いました。

式典では、新成人を代表して、下山祐樹実行委員長から「責任感の強さ、打たれ強さ、心強さの3つの強さを持ち合わせた社会人として羽ばたけるよう今日からスタートです」と新成人としての抱負が述べられました。

式典に続いて行われたアトラクションでは、市内中学校を卒業した実行委員11人が中心となり、恩師からのビデオレターや抽選会、今だから話せる懺悔と感謝を集めた映像の放映などが行われました。

懐かしい映像が流れると、会場からは歓声や笑い声が上がり、賑やかなアトラクションとなりました。

成人式を終え、下山実行委員長は「想像以上に有意義な成人式でした。新たな社会人として、豊かに人生を彩っていけるよう精進します」と気持ちを引き締めていました。

式典に参加されたみなさんも、20歳という人生の節目をご家族や友人たちと祝い、大人としての自覚を新たにしているようでした。

ご成人されたみなさんの「これからの私」に、輝かしい未来がありますことを心よりお祈り申し上げます。

問合せ　社会教育課☎（43）1111内線643・FAX（42）5803

展示

と　き　2月27日（金）～3月1日（日）
午前9時～午後5時
ところ　中央公民館
内　容　七宝焼・レザークラフト・トールペイント・絵画・和裁・和紙絵・折り紙・書道・かな文字・水墨画

大会

と　き　3月3日（火）
午前9時30分～午後0時30分
ところ　中央公民館2階体育室
内　容　卓球大会